イ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1)　当該請求月の翌月以後の各月が当該各月の前月の末日における当該請求者の年齢が当該年齢に達することとなる日の属する月の翌月である場合　別表第一の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　別表第一の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数から、同表の死亡数の欄に定める数に当該年齢に達することとなる日の属する月から当該各月の前月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た数を控除して得た数

ロ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1)　当該請求月が当該請求者の年齢が当該年齢に達することとなる日の属する月である場合　別表第一の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　別表第一の性別及び年齢の区分に応じ、それぞれ同表の生存数の欄に定める数から、同表の死亡数の欄に定める数に当該年齢に達した日の属する月から当該請求月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た数を控除して得た数

二　特例年金政令第二十五条の二第九項の農林水産大臣が定める予定利率は、別表第二の左欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

三　特例年金政令第二十五条の二第十項の農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な事項は、次のイからヘまでに掲げるとおりとし、当該事項の率は、それぞれイからヘまでに定める率とする。

イ　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第二項第一号に掲げる率　別表第三の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

ロ　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第一項第一号に掲げる率　別表第三の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

ハ　国民年金法第二十七条の二第二項第二号に掲げる率　別表第四の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

ニ　厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号に掲げる率　別表第四の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

ホ　国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率　別表第五の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

ヘ　厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率　別表第六の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める率

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後にされる厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第一項の規定による請求に係る予定生存率及び予定利率について適用し、同日前にされた同項の規定による請求に係る予定生存率及び予定利率については、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる予定生存率及び予定利率については、第二項の規定による廃止前の平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号の規定は、なおその効力を有する。

別表第一

年齢	性別 男子 生存数	男子 死亡数	女子 生存数	女子 死亡数
0歳	100000	246	100000	210
1歳	99754	37	99790	33
2歳	99716	26	99757	23
3歳	99690	18	99734	15
4歳	99672	13	99718	11
5歳	99659	11	99707	9
6歳	99647	10	99698	8
7歳	99637	9	99690	7
8歳	99628	8	99682	7
9歳	99619	8	99676	6
10歳	99612	8	99669	6
11歳	99603	10	99663	6
12歳	99594	11	99657	7
13歳	99583	13	99650	8
14歳	99570	15	99643	10
15歳	99555	19	99633	12
16歳	99536	24	99621	14
17歳	99512	30	99608	16
18歳	99482	37	99592	18
19歳	99445	44	99573	21
20歳	99401	51	99552	24
21歳	99350	57	99528	25
22歳	99293	61	99503	26
23歳	99232	63	99477	26
24歳	99169	64	99451	26
25歳	99105	64	99425	26